

令和3年第3回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

3 紀総務発第 153001 号
令和 3 年 8 月 31 日

紀の川市議会議長 村 埼 正 造 様

紀の川市長 中 村 慎 司

議案の送付について

令和 3 年第 3 回紀の川市議会定例会に提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

記

諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第 46 号 令和 2 年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 47 号 令和 2 年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 48 号 令和 2 年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 49 号 令和 2 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 50 号 令和 2 年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 51 号 令和 2 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

て

議案第 52 号 令和 2 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 53 号 令和 2 年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 54 号 令和 2 年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 55 号 令和 2 年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 56 号 令和 2 年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 57 号 令和 2 年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 58 号 令和 2 年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 59 号 令和 2 年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 60 号 令和 2 年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 61 号 令和 2 年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 62 号 令和 2 年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 63 号 令和 2 年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 64 号 令和 2 年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 65 号 令和 2 年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 6 6 号 令和 2 年度紀の川市下水道事業会計決算の認定について

議案第 6 7 号 工事請負契約の締結について（収集事務所整備工事）

議案第 6 8 号 紀の川市過疎地域持続的発展計画の策定について

議案第 6 9 号 紀の川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

議案第 7 0 号 紀の川市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について

議案第 7 1 号 紀の川市国民健康保険条例の一部改正について

議案第 7 2 号 令和 3 年度紀の川市一般会計補正予算（第 3 号）について

議案第 7 3 号 令和 3 年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 7 4 号 令和 3 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 7 5 号 令和 3 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 7 6 号 令和 3 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 7 7 号 令和 3 年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 7 8 号 令和 3 年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 7 9 号 令和 3 年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 8 0 号 令和 3 年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第81号 令和3年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第82号 令和3年度紀の川市飯盛財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第83号 令和3年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第84号 令和3年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第85号 令和3年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第86号 令和3年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第87号 令和3年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第88号 令和3年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第89号 令和3年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第90号 指定管理者の指定について

諮詢第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市名手西野50番地3

氏 名 かわ の ひろむ
河 野 啓

昭和30年1月3日生

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

人権擁護委員が、令和3年12月31日任期満了となることに伴い、河野啓君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮詢第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市江川中468番地2

氏 名 榎 本 守

昭和32年12月8日生

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

人権擁護委員が、令和3年12月31日任期満了となることに伴い、榎本守君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮詢第5号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市名手市場1215番地22

氏 名 中野とも哉

昭和36年1月19日生

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

人権擁護委員が、令和3年12月31日任期満了となることに伴い、中野朋哉君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

議案第46号

令和2年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度
紀の川市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第47号

令和2年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度
紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、
議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第48号

令和2年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第49号

令和2年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第 50 号

令和 2 年度 紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度
紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を
つけて、議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 31 日提出

紀の川市長 中村 慎司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第 51 号

令和 2 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度
紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の
認定に付する。

令和 3 年 8 月 31 日提出

紀の川市長 中村 慎司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第 52 号

令和 2 年度 紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度 紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 31 日提出

紀の川市長 中村 慎司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第 53 号

令和 2 年度 紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度 紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 31 日提出

紀の川市長 中村 慎司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第 54 号

令和 2 年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 31 日提出

紀の川市長 中村 慎司

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 55 号

令和 2 年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 31 日提出

紀の川市長 中村慎司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第 56 号

令和 2 年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 31 日提出

紀の川市長 中村慎司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第 57 号

令和 2 年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 31 日提出

紀の川市長 中村慎司

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 58 号

令和 2 年度 紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度 紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 31 日提出

紀の川市長 中村 慎司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第 59 号

令和 2 年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 31 日提出

紀の川市長 中村慎司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第60号

令和2年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度
紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつ
けて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第61号

令和2年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第62号

令和2年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第63号

令和2年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第64号

令和2年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算
の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和2年度紀の川市水道事業剰余金の処分について、議会の議決を求める。また、同法第30条第4項の規定により、令和2年度紀の川市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

令和 2 年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の
処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 2 年度紀の川市工業用水道事業剰余金の処分について、議会の議決を求める。また、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度紀の川市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 31 日提出

紀の川市長 中村 慎司

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第66号

令和2年度紀の川市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度紀の川市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

工事請負契約の締結について

令和3年8月3日紀の川市財務規則（平成17年紀の川市規則第39号）第108条の規定に基づき条件付一般競争入札に付した収集事務所整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年紀の川市条例第62号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 収集事務所整備工事 |
| 2. 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 3. 契約の金額 | 金423,028,100円 |
| 4. 契約の相手方 | 和歌山県紀の川市江川中933
株式会社原組
代表取締役 中林 勝美 |

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

令和3年度一般会計当初予算で議決を得ました収集事務所整備工事について、8月3日紀の川市本庁舎4階401会議室において3社による条件付一般競争入札を行ったところ、議案記載のとおり決まりましたので、請負契約締結の議決を求める。

紀の川市過疎地域持続的発展計画の策定について

紀の川市過疎地域持続的発展計画を策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 8 月 31 日提出

紀の川市長 中村 慎司

(紀の川市過疎地域持続的発展計画別紙添付)

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、本市の一部が過疎地域に指定されたことに伴い、紀の川市過疎地域持続的発展計画を策定するため。

議案第69号

紀の川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

紀の川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第13条第1項の規定に基づき、市の条例等に基づく手続等について、電子情報処理組織を使用する方法により行うこと可能とするため。

紀の川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

令和 年 月 日
条例第 号

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手續等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに和歌山県の条例及び規則（地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づく和歌山県の条例により本市が処理することとされた事務に係るものに限る。）並びにその他の申請等に係る根拠となる規定で市の機関等が定めるものをいう。
- (2) 市の機関等 地方自治法第2編第7章の規定に基づき置かれる執行機関又は同法第244条の2第3項に規定する指定管理者であつて、法律、法律に基づく命令（告示を含む。）又は条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行

うものを除く。) をいう。

- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料又は使用料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料又は使用料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができます。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用

する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が、当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができます。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、市の機関等が電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況を取りまとめ、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 70 号

紀の川市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について

紀の川市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 8 月 31 日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）が令和 3 年 4 月 1 日から施行され、紀の川市の一部が過疎地域として指定されたことに伴い、固定資産税の特別措置に関し必要な事項を定めるため。

紀の川市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例

令和 年 月 日
条例第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する過疎地域内において、法第8条に基づく紀の川市過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備の取得等をした者について、その事業に係る機械及び装置又はその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 市長は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イに規定する特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示日以後において取得をしたものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を新たに課税することとなった年度以降3年度分に限り、免除することができる。

(申請)

第3条 前条の規定による課税免除の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けた者が申請事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(承認の取消し)

第4条 市長は、課税免除の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 第1条又は第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 承認を受けた事業を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により課税免除を受けたとき。
- (4) 市税その他本市の使用料等を滞納したとき。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(この条例の失効)
- 2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。
(失効に伴う経過措置)
- 3 この条例の失効前に取得等をした設備に対する固定資産税の免除については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

議案第 71 号

紀の川市国民健康保険条例の一部改正について

紀の川市国民健康保険条例（平成 17 年紀の川市条例第 139 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 3 年 8 月 31 日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）が公布され、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の一部改正が令和 4 年 1 月 1 日に施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和　年　月　日
条例第

紀の川市国民健康保険条例（平成17年紀の川市条例第139号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改　正　前	改　正　後
附　則	附　則
1～6 略	1～6 略
7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して <u>1年6月を超えないものとする。</u>	7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から通算して <u>1年6月間</u> とする。 8～10 略

附　則（令和　年　月　日条例　号）
(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の紀の川市国民健康保険条例の規定は、施行日の前日において、支給を始めた日から起算して1年6月を経過していない傷病手当金について適用し、施行日前に支給期間が満了した傷病手当金については、なお従前の例による。

議案第 72 号

令和 3 年度紀の川市一般会計補正予算（第 3 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度紀の川市一般会計補正予算（第 3 号）について、議会の議決を求める。

令和 3 年 8 月 31 日提出

紀の川市長 中村 慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第73号

令和3年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度
紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を
求める。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第74号

令和3年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度
紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求
める。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 75 号

令和 3 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度
紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和 3 年 8 月 31 日提出

紀の川市長 中村 慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 76 号

令和 3 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度
紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和 3 年 8 月 31 日提出

紀の川市長 中村 慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 7 号

令和 3 年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和 3 年 8 月 31 日提出

紀の川市長 中村 慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 78 号

令和 3 年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度
紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和 3 年 8 月 31 日提出

紀の川市長 中村 慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第79号

令和3年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第80号

令和3年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第81号

令和3年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第82号

令和3年度紀の川市飯盛財産区特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度紀の川市飯盛財産区特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第83号

令和3年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第84号

令和3年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算
(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和3年度
紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算(第1号)について、議会の議
決を求める。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第85号

令和3年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第86号

令和3年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 87 号

令和 3 年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和 3 年 8 月 31 日提出

紀の川市長 中村 慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第88号

令和3年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度
紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第89号

令和3年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記

1. 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称及び所在地

名 称 紀の川市青洲の里農産物直売所
所 在 地 紀の川市西野山478番地1

2. 指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者名

名 称 紀の里農業協同組合
所 在 地 紀の川市上野12番地5
代表者名 代表理事組合長 岩上 昌義

3. 指定の期間

令和3年12月1日から令和8年3月31日まで

令和3年8月31日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

紀の川市青洲の里農産物直売所の指定管理者を指定したいため。